

資料5

大和市議会政策研究会要綱 修正案（仮称）

（設置目的）

第1条 この要綱は、大和市議会基本条例第2条3項及び第4条1項、第11条及び第15条に基づき、大和市議会における政策形成の向上を目的として大和市議会政策研究会（以下研究会という）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（検討事項）

第2条 研究会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1） 政策研究に関わる事項
- （2） 議員立法に関する事項
- （3） 行政評価に関わる事項
- （4） その他、大和市の発展のために必要な政策に関わる事項

（会員の構成）

第3条 研究会は、有志の議員（以下会員という）により構成する。

（会議の運営）

第4条 研究会は会員が運営する。

（座長及び副座長）

第5条 研究会に座長及び副座長を置く。

2. 研究会は座長及び副座長を互選によりそれぞれ選任する。
3. 座長は、会務を総理し、研究会を代表する。
4. 座長に事故あるときは、副座長が職務を代行する。
5. 座長、副座長ほか会員の任期は一年度とする。但し再任を妨げない。

（書記）

第6条 座長は必要に応じて会員から書記を任命することができる。

（研究会）

第7条 研究会は座長が招集する。

2. 研究会は一年度を活動期間とし、会員の参加は任意とする。
3. 開催年度の間、必要に応じて追加開催する。

（会員の辞任等）

第8条 会員は、諸般の事情により会員を辞任することができる。

2. 会員は、協議期間中において辞任することができる。また、協議期間中に途中から研究会に参加して、会員になることができる。

（専門家の招聘）

第9条 必要に応じて専門家等を招聘することができる。

（市民の意見聴取等）

第10条 必要に応じて、市民の意見を聴取することができる。

（研究会の公開）

第11条 ~~研究会は非公開を原則とする。~~

~~2.ただし、~~研究会は、その活動内容については適宜公開するものとする。

(研究会の報告)

第 12 条 研究会の検討事項は、必要に応じて適宜、議長にその結果を報告する。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に関して必要な事項は、座長が会員に諮って定める。

附則

この要綱は、令和 7 年〇月〇日から施行する。